

貝塚市有料広告の掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 この要綱において、広告掲載の対象となる市の資産は、次に掲げる市の資産のうち、市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 市が発行する広報物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市が所有する公用車及び構造物
- (4) その他広告媒体として活用できると認められる市の資産

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ア 法律、政令、省令、条例その他の規程
 - イ 業界、団体等の自主規制又は規定
 - ウ その他社会的規範
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 社員等の求人広告
- (8) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 紛争が発生し、又は発生するおそれがあり、本市又は市民その他の者が不利益を被るおそれのあるもの
- (10) 責任の所在又は内容若しくは表現が不明確なもの
- (11) その内容について、虚偽・誤認等広告主が責任を持ち得ないおそれのあるもの
- (12) その内容が他者の名誉毀損、信用棄損又は業務妨害のおそれのあるもの
- (13) 市税を滞納しているものが広告主になっているもの
- (14) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の規格、期間、募集方法及び料金は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に、掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。この場合において、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)に対し、広告内容の補正等の条件を付することができる。

- 2 第3条に規定する基準を満たす申込者が多数となった場合は、原則として入札により決定するものとする。
- 3 第1項の規定により決定を行う場合において、必要があると認めるときは、第12条に規定する広告掲載審査委員会に諮り意見を求めることができる。

(広告料の納入及び経費の負担)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納入しなければならない。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告料の還付)

第8条 納入された広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できないと市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、市が指定する期日までに、広告主が広告原稿を提出しないとき又は広告媒体の編集・発行上支障があると認めるときは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、市は、広告主に生じた損害の責めを負わない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- 2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものとしてならない。
- 3 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。
- 4 広告主は、第6条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(広告代理店等への業務の委託)

第11条 市長は、広告の募集、作成等に係る事務を広告代理店等に委託することができる。

- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載審査委員会)

第12条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会の委員長は、都市政策部長をもって充て、委員は、政策推進課長、人権政策課長、広報交流課長、総務課長及び行財政管理課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、政策推進課において行う。

(物品の受入れ)

第13条 市長は、封筒その他の広告が掲載された物品の提供の申し入れがあった場合は、その受入れにより、広告の掲載に代えることができる。この場合において、市長が必要があると認めるときは、広告料を無料とすることができる。

- 2 前項の規定による物品の受入れに関する手続については、この要綱における広告掲載の例により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による物品の受入れをすることとした場合は、物品の提供者と当該物品の作成及び受入れに関する書面を交換するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。